住宅用火災警報器

設置はおすみですか?点検は実施してますか?



住宅用火災警報器は、大切な命 と財産を火災から守ります!!

埼玉県消防長会 住宅用火災警報器設置·維持管理対策連絡会

住宅用火災警報器に関するお問い合わせはこ ちらまで

秩父消防本部 予防課

電 話 0494-21-0121

FAX 0494-21-0125

住宅用火災警報器相談室

フリーダイヤル 0120-565-911

受付時間:月~金 午前9時~午後5時(祝祭日を除く)

住宅用火災警報器を設置しましょう

全国では、住宅からの火災により、昨年約900人の方々の尊い命が犠牲となっています。 このうちの約5割が「逃げ遅れ」によるもので、特に就寝時間帯に多く発生しております。

「住宅用火災警報器」は、火災の発生を早期に感知し、警報音や音声などで知らせる機器であり、設置することで「逃げ遅れ」による犠牲者の発生を防ぎ、火災による被害を最小限にすることを目的にすべての住宅に設置が義務付けられています。

これまで、実際に「**住宅用火災警報器**」を設置していたことにより、大事に至らずに済んだ奏 功事例も数多くあります。



埼玉県内 住宅用火災警報器一斉広報実施中!

※裏面もご覧ください

日頃の点検・お手入れ方法

≪点検方法≫

定期的に(月に一回程度)ボタンを押したり、引きひもを引いて 点検しましょう。

(点検することで電池切れや故障の確認ができます。)

定期的に点検しよう

≪お手入れ方法≫

ホコリなどが付くと感知しにくくなりますので、半年に1回程度は掃除機や布等でホコリなど を取り除くようにしてください。

警報器・電池の交換時期

≪点検・自動試験機能によるお知らせ≫

- 点検時、または自動試験機能により、故障のお知らせがあったときは機器本体を交換しましょう。
- 電池切れのお知らせのときは、機器本体もしくは電池を交換しましょう。(故障と電池切れの警報音や表示灯の点灯・点滅の違いは取扱説明書や一般社団法人日本火災報知機工業会のホームページ≪警報器が鳴ったときの対処方法≫などで確認できます。)
- 点検時に警報音や表示灯の点灯・点滅がしないときは、電池がきちんとセットされているかを確認し、それでも作動しない場合は、電池切れや故障の可能性がありますので機器本体もしくは電池を交換しましょう。

≪製造から10年が経過する警報器≫

経年劣化や故障による作動不良を防ぐため、製造から10年を目安に機器本体を交換しましょう。

悪質訪問販売にご注意を!

消防職員や消防設備業者を名乗り、不適正な価格で無理強い販売などを行う業者にご注意ください。もし、不審に思ったら、次のことに注意してください。

- 相手の身分を確認する。
- その場で書類(契約書に)押印やサインをしない。
- 安易に家の中に入れない。
- 断るときは、はっきりと毅然とした態度で断る。